　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料１―１

地域密着型サービス事業者の新規指定について

小規模特別養護老人ホーム季の花の新規指定について

１　提案への経緯

（１）指定の根拠

地域密着型サービスは介護保険法第７８条の２により市町村長が指定する。事業者の指定に当たっては、『流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例』及び『流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例』に規定する指定に係る基準により判断する。また、介護保険法第７８条の２第７項の規定により、あらかじめ地域密着型サービス運営協議会委員の知見を活用し、意見を反映させたうえで指定するものである。

（２）申請による提案

申請日：平成２７年４月７日

申請者：社会福祉法人あかぎ万葉

　　　　理事長　中　登

２　今回指定を受けようとする事業所

（１）事業所

　　　流山市西初石５丁目６９番地の１

（２）指定期間　平成２７年４月１日から平成３３年３月３１日

（３）サービスの内容

地域密着型介護老人福祉施設

（４）事業規模

　　　定員：２９人

　　　職員

　　　管理者：１人（常勤兼務）

　　　計画作成担当者：１人（常勤兼務）

　　　医師：１人（非常勤兼務）

　　　生活相談員：１人（常勤兼務）

　　　介護職員：２３人

（常勤専従１１人、非常勤専従２人、常勤兼務８人、非常勤兼務２人）

　看護職員：６人

（常勤専従４人、非常勤専従１人、常勤兼務１人）

　栄養士：２人（常勤兼務）

　機能訓練指導員：１人（非常勤兼務）

　介護支援専門員：１人（常勤兼務）

（５）施設等

　　　木造　延床面積２,１９６．９３㎡

（特別養護老人ホーム、ショートステイ、保育園併設）

　　　スプリンクラー消火設備、自動火災報知機、消火器、誘導灯、熱感知器、煙感知器

（６）運営

　　　料金

　　　法定代理受領分：１割負担分

　　　　　　　　　　　介護職員処遇改善加算Ⅰ

看護体制加算Ⅰ

夜勤職員配置加算

栄養マネジメント体制

療養食加算

　　　法定代理受領以外分：

　　　・電気製品使用料（テレビ・冷蔵庫・在宅酸素等）３０円/日

（１品につき）

　　　・その他電気製品使用料３００円/月（１品につき）

　　　・日用品・理美容代その他は実費